

公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター会員互助会会則

(名称及び会員)

第1条 この会は、鴻巣市シルバー人材センター会員互助会（以下「互助会」という。）と称し、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員をもつて組織する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、センターの事務局内に置く。

(目的及び事業)

第3条 この会は、会員の友愛互助の精神のもとに、親睦及び相互扶助を図ることを目的とする。

- (1) 会員の福利厚生に関する事
- (2) 会員の弔慰等に関する事
- (3) その他必要と認めること

(役員)

第4条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 会計 3名以内
 - (5) 監事 2名
- 2 幹事・会計及び監事は、総会において会員の中から選出し、会長、副会長は、幹事の互選とする。
- 3 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

(役員の内務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、会務を執行する。
- 4 会計は、本会計を管掌する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(相談役)

第6条 この会に、幹事会の推薦により相談役を置くことができる。

(会議)

第7条 この会の会議は、総会及び幹事会とする。

- 2 総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

- 3 幹事会は、必要に応じ随時開催する。
- 4 総会の議長は、出席会員の中から選出し、幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会 費)

第 8 条 この会の会費は、年額 1,000 円とし毎年 6 月末日までに納入するものとする。ただし、新たに入会した会員については、入会時に納入するものとする。

(会 計)

第 9 条 この会の経費は、会費、及びその他の収入をもつて充てる。
2 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(予算及び決算等)

第 10 条 この会の事業計画、予算、事業報告及び決算は、幹事会を経て総会の承認を得るものとする。

(助 成)

第 11 条 この会は、会員の親睦旅行及び新年会等のほか、会員の同好会活動等に対し予算の範囲内で助成金を交付することができる。

(弔慰等)

第 12 条 この会の会員に対する弔慰とは、次によるものとする。

種 別	適 用 区 分	支 給 金 額 等
弔 慰 金	ケガ 病気等で死亡したとき	見舞金 5,000 円
入院見舞金	ケガ 病気で 1 月以上の入院時	見舞金 5,000 円
災害見舞金	会員の居宅（持家）全半焼した時	見舞金 10,000 円
	上記で居宅が借家の時。 ただし、火災が天災又は故意による場合は支給しない。	見舞金 5,000 円

(委 任)

第 13 条 この会則に定めのない事項について、幹事会において別に定める。

(附 則)

- 1 この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員の任期、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず最初の定期総会の開催の日までとする。
- 3 この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター会員互助会会則施行細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター会員互助会会則（以下「会則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(同好会)

第 2 条 会則第 11 条の規定による同好会とは、会員同士が共通の趣味等により集い、自主的に活動する同行の会であり、幹事会が認めたグループをいう。

2 助成金交付の対象となる同好会は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 同好会の会員が 10 名以上であること。
- (2) 同好会の会則を定め、一定の会費を徴収していること。
- (3) 登録届（様式第 1 号）を提出していること。
- (4) 活動内容が健全で定期的に活動していること。

3 交付する助成金の額は、事業内容を踏まえて予算の範囲内で決定する。

4 前項に規定する助成金の対象となる同好会の会員算定にあたっては、会員 1 人につき 1 同好会とする。

5 代表者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第 2 号）に、次の書類を添えて会長に提出するものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 直近の決算書及び予算書
- (3) 活動実績

6 前項の規定により助成金の交付申請があったときは、幹事会で審査のうえその可否を決定し、代表者に対して助成金を交付する。ただし、当該年度に 1 グループ 1 回限りとする。

(給付事業)

第 3 条 会則第 12 条の規定による給付事業の給付方法は、次のとおりとする。

2 給付を請求するときは、所定の請求書（様式第 3 号）を会長に提出する（就業中に死亡したときの弔慰金を除く。）ものとする。

3 給付を受ける権利は、給付事由発生の日から 6 か月以内に請求しないときは、これを放棄したものとみなす。

(会計帳簿)

第4条 互助会に次の帳簿を備え、会計年度毎に収支の整理をしなければならない。

- (1) 出納簿
- (2) 収入明細書
- (3) 支出明細書
- (4) 備品台帳

(雑 則)

第5条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

